

## (参考) 5号適用に係る他都市の状況について

他の政令指定都市における大阪市では行っていない5号適用決定事例を、下記の通り紹介させていただきます。

### ①固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査請求（神戸市）

←神戸市 HP によれば、理由は、「地方税法第 432 条第 1 項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服は、当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないため（同条第 3 項）。」とのことです。

### ②継続的給付の差押えに係る配当処分に関する審査請求（神戸市）

←神戸市 HP によれば、理由は、「国税徴収法に基づく滞納処分において、継続的給付に係る債権を差し押さえた場合には、1 個の差押処分に基づき、継続的給付に対し定期的に取立てを行い、複数の配当処分が行われることとなる。後続の配当処分については、特段の事情の変化がない限り、見直すべき理由が生じない性質のものであると考えられ、同様の内容で先例となる答申が存在している場合は、審査会に諮問したとしても結果が変わらないと認められるため。」とのことです。

神戸市では、参考 1 の通り平成 28 年 7 月 29 日に上記の処分に係る審査請求についての諮問があり、一連の後続処分について、参考 2 の通り同年 8 月 19 日に諮問があったことから、以降、更なる後続処分に係る審査請求について審査会審査を省略すべく同年 9 月 27 日に上記決定がなされたものと推察されます。

なお、大阪市では、上記のような一連の処分について、審査請求の実績はありません。

### ③児童相談所長が児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 2 号ただし書の承認を得て採った同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に関する審査請求（神戸市）

←神戸市 HP によれば、理由は、「家庭裁判所については行政不服審査法第 43 条第 1 項第 1 号に規定する「審議会等」には該当しないが、児童福祉法の規定に基づき処分を行うに当たり家庭裁判所の承認を必要とする点においては、同号に規定する場合と同様、処分の段階で判断を公正かつ慎重に行うための手続を既に経ているものであり、審査会への諮問は不要であると認められるため。」とのことです。

なお、大阪市では、上記処分についての審査請求実績はなく、審査庁担当者に確認したところ、その理由としては、措置の前提となる家庭裁判所の審判に対して即時抗告が可能のため、そちらで争われることが多いのではとのことでした。

本類型について、審査請求がなされ行政不服審査会による答申が行われたものとして、

参考3のとおり沖縄県の事例がありましたので、参考にさせていただければと思います。

④児童相談所長が児童福祉法第33条第5項本文の家庭裁判所の承認を得て行った引き続いての一時保護に関する審査請求（神戸市）

←神戸市HPによれば、理由は③と同様、「家庭裁判所については行政不服審査法第43条第1項第1号に規定する「審議会等」には該当しないが、児童福祉法の規定に基づき処分を行うに当たり家庭裁判所の承認を必要とする点においては、同号に規定する場合と同様、処分の段階で判断を公正かつ慎重に行うための手続を既に経ているものであり、審査会への諮問は不要であると認められるため。」とのことです。

なお、大阪市では、上記処分については1件答申の実績があり（審査請求については多数の実績がありますが、審理途中に一時保護が解除されることが多く、取下げないし不服申立ての利益なしとして却下されているケースがほとんどです。）、参考4のとおり、家庭裁判所の承認後の事情についても審査を行っております。

⑤同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、諮問しても先例の答申と同様の結論となると見込まれることが明らかである場合（京都市）

⑥審査会が諮問を不要であると判断した場合（京都市）

## 参考条文

### 地方税法

(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格(第三百八十九条第一項、第四百十七條第二項又は第七百四十三條第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。)について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九條第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日(第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日)までの間において、又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2 行政不服審査法第十条から第十二条まで、第十五条、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九條第二項(第三号及び第五号を除く。)及び第四項並びに第二十三條の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。この場合において、同法第十一条第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第十九條第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

### 児童福祉法

#### 第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、**家庭裁判所の承認を得て**、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、**家庭裁判所の承認を得て**、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、**家庭裁判所の承認**を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
- 一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）

の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

⑫ 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。